

合流レーンや路肩へ駐停車しないでください。

国道13号や尾花沢新庄道路には、他の道路からの合流部やインターチェンジ(以下、IC)の合流部が多数存在します。写真(右)のような合流レーン等には、特別な場合を除いて駐停車が禁じられています。

数年前には尾花沢新庄道路の舟形インターチェンジで死亡事故がありました。舟形ICの合流レーンで仮眠のために停車していたトラックに後ろから軽自動車を追突した事故です。合流レーンに停車している車は時々見かけます。仮眠は道の駅や駐車帯でとるようにしてください。



※道路交通法により、高速道路等(自動車専用道路も含まれます)への駐停車は原則禁止されています。

(停車及び駐車禁止)

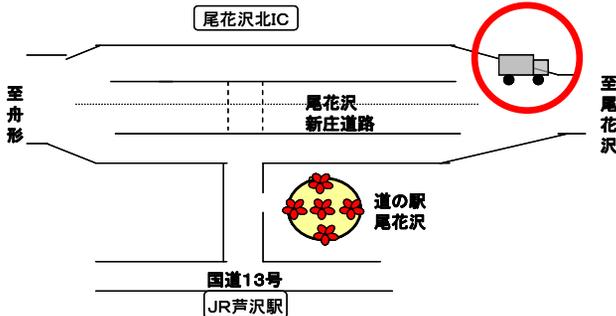
第七十五条の八 自動車(これにより牽引されるための構造及び装置を有する車両を含む。以下この条において同じ。)は、高速自動車国道等においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、この限りでない。

- 一 駐車の用に供するため区画された場所において停車し、又は駐車するとき。
- 二 故障その他の理由により停車し、又は駐車することがやむを得ない場合において、停車又は駐車のため十分な幅員がある路肩又は路側帯に停車し、又は駐車するとき。
- 三 乗合自動車が、その属する運行系統に係る停留所において、乗客の乗降のため停車し、又は運行時間を調整するため駐車するとき。
- 四 料金支払いのため料金徴収所において停車するとき。

○路肩や路側帯での駐停車は、後続車両から追突されるおそれがあり、大変危険です。

○事故や故障でやむを得ず停車する場合には、ハザードランプや三角表示板、発煙筒などで後続車に合図してください。

通行車両に注意しながら車から離れ、ガードレールの外などの安全な場所に避難してください。



2月6日、18時半頃、尾花沢新庄道路の尾花沢北IC合流レーンで仮眠のため停車しているトラックがありました。道の駅尾花沢から尾花沢新庄道路に上がってくる所です。推測ですが、舟形方面から来て道の駅には入らずにそのまま合流レーンへ停まったのではないかと思います。すぐ近くに道の駅があるので、自分の安全だけでなく周りの安全も考えて、道の駅で仮眠をとるようにしてください。また、国道においては駐車帯が随所に設けられています。駐車帯での休憩をお願いします。でもゴミのポイ捨てはダメですよ！



路肩に車を寄せて携帯電話で電話をしている方がたくさんいます。特に冬期間は堆雪のため道幅が狭くなっています。後続車の急ハンドル・急ブレーキによる事故の原因になりかねません。電話も道の駅や駐車帯でしていただけますようお願いいたします。

道路に関するご意見・質問、出張所通信の感想など
どんどんお寄せ下さい！

国土交通省 山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/>

〒999-4221
山形県尾花沢市尾花沢字田町143-1
TEL. 0237-23-2521
FAX. 0237-23-2523



2月の出張所通信

- 2-1. 除雪作業を密着取材！！運搬排雪編
- 2-2. 降雪・積雪データを発表します
- 2-3. みなさまから寄せられた「お客様の声」を紹介します(12月)
- 2-4. 「山形のみちの通信簿」をぜひご覧下さい
- 2-5. 除雪作業を密着取材！！散布車編
- 2-6. 4日間で降雪1m以上！大雪にご注意
- 2-7. みなさまから寄せられた「お客様の声」を紹介します(1月)